

愛媛県農業近代化資金融資要綱

昭和36年9月1日施行
最終改正日：令和7年4月21日改正
(令和7年4月1日適用)

第1 目 的

この要綱は、農業経営の改善を図り農業の近代化を推進するため、農業近代化資金の融資について、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）、農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号。以下「令」という。）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。以下「利子助成事業実施要綱」という。）及び愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年告示第1051号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

第2 定 義

1 借受資格者

借受資格者は次に掲げる者（以下「農業者等」という。）とする。

- (1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げる者

ア 次に掲げる農業者（以下「認定農業者等」という。）

- (ア) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。）

- (イ) 前記(ア)の認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）

イ 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）

ウ 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織、市町基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町が認める者をいう。以下「目標地図に位置付けられた者」という。）

エ 次に掲げる要件の全てを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次の(ア)、(イ)及び(エ)に掲げる要件を満たす者を含む。）

- (ア) 農業所得が総所得の過半（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）であること。

- (イ) 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあっては、常時従事者（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員）がいること。

- (ウ) 個人の農業者であって、65歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業

に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。

(エ) 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）

オ 原則として5年以内に、アの(ア)となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。以下「農業参入法人」という。）

カ アの(ア)、イ、ウ及びエの経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者（家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。）

キ 次に掲げる農業者（以下「集落営農組織等」という。）

(ア) 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件の全てを満たすもの（以下、「集落営農組織」という。）

① 代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有していること。

a 事項

㉠ 団体の目的

㉡ 団体の意思決定の機関及びその決定の方法

㉢ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

㉣ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

b 基準

㉤ 代表者の選任の手続を明らかにしていること。

㉥ 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。

㉦ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

㉧ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかにしていること。

㉨ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

② 一元的に経理を行っていること。

③ 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。

④ 農用地の利用の集積の目標を定めていること。

⑤ 主たる従業者が目標農業所得額を定めていること。

ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

(イ) 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。）

ク 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、アの(ア)及びイからカまでの者が全構成員の過半を占めるものであって、かつ、キの(ア)の①に定める事項及び基準に従った規約を有しているもの

(2) 農業協同組合であって、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 法令違反や不祥事がないこと。

イ 国及び県の行政検査並びに会計監査人又は農業協同組合連合会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第10条に規定する組織変更後の農業協同組合連合会をいう。以下同じ）による監査で重大な指摘を受けていないこと。

ウ 農業協同組合の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大

していることと認められること。

エ 営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていることと認められること。（これら事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）

オ 信用事業の自主ルールを尊重していること。（信用事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）

カ 全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。

キ 組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していることと認められること。

(3) 農業協同組合連合会であって、(2)のアからキまでに掲げる要件を全て満たすもの

(4) 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人であって、次に掲げるもの

ア 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第2号の事業を行うものを除く。）

イ 農業共済組合及び農業共済組合連合会

ウ 土地改良区及び土地改良区連合

エ たばこ耕作組合

オ 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）

カ 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの（以下「農業振興一般社団法人等」という。）

なお、農業振興一般社団法人等のうち農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの以外のものに対する貸付けは、令第2条の表の資金の種類の欄に掲げる資金のうち、専ら農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、農林水産大臣が農業経営の近代化に特に資すると認める事業に必要なものに限る。この場合における「農林水産大臣が農業経営の近代化に特に資すると認める事業」は、各種の農業施策の推進上、国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業とする。

キ 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社（会社法（平成17年法律86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）であって、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあつては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの、持分会社にあつては業務を執行する社員の過半を占めているもの

ク 法人でない団体であって、農業者がその主たる構成員となっており、かつ、代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有しているもの（(1)のキの(ア)及びクに該当するものを除く。）

(7) 事項

- ① 団体の目的
- ② 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- ③ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- ④ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

(4) 基準

- ① 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
- ② 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
- ③ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
- ④ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。
- ⑤ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

2 融資機関

融資機関は次に掲げるとおりとする。

- (1) 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
- (2) 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合連合会
- (3) 農業協同組合法第10条第1項第10号の事業を行う農業協同組合連合会
- (4) 農林中央金庫
- (5) 銀行
- (6) 株式会社商工組合中央金庫
- (7) 信用金庫及び信用金庫連合会
- (8) 信用協同組合並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の9第1項第1号及び第2号の事業を併せ行う協同組合連合会

第3 資金の種類

資金の種類は、次のとおりとする。

1 第2の1の(1)に掲げる者に対する貸付け

(1) 建構築物等造成資金

畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）なお、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては復旧に必要な資金を除く。

(2) 果樹等植栽育成資金

果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては、果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。）

(3) 家畜購入育成資金

乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金

(4) 小土地改良資金

事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては復旧に必要な資金を除く。）

(5) 長期運転資金

農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（ウからオまで及びキに掲げるものに

については貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織等に限り、カに掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業者及び集落営農組織等に限り、クに掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、目標地区に位置付けられた者、農業サービス事業者、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。)

ア 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

イ 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金（認定農業者及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあつては、農機具及び運搬用機具に限る。）

ウ 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金

エ 品種の転換を行うのに必要な資金

オ 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金

カ 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

キ 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金

ク アからキまでに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

(6) 大臣特認資金

(1)から(5)までに掲げるもののほか、次に掲げる資金

ア 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金

この給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると知事が認めた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）であつて、第2の1の(1)に掲げる者が設置するものとする。

なお、給排水施設に係る近代化資金の利子補給承認に当たっては、農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮するものとする。

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金

(ア) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項の沖縄振興計画の対象地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合

① 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき又は土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する事業の実施に伴い移転するとき。

② その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得するとき。

③ 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のため新たにその住宅を取得又は造成（独

自の居室を作るための改良を含む。)するとき。

- ④ 自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合にその住宅の改良(台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設であって、知事が特に普及を図る必要があると認めるものの改良に限る。)をするとき。

(イ) (ア)の対象地域内において認定新規就農者が、新たに主たる事業として農業経営を営むために行う場合

ウ 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金

この水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付けに当たっては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めていなければならないものとする。

なお、内水面養殖施設に係る近代化資金の利子補給承認に当たっては、あらかじめ水産担当部局の意見を徴するものとする。

2 第2の1の(2)から(4)に掲げる者に対する貸付け

(1) 1の(1)から(4)及び(6)のウに掲げる資金

(2) 農村環境整備資金

診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって次に掲げる施設の改良、造成又は取得に要する資金

診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設(農事放送施設及び農業管理センターを含む。)、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設

第4 貸付限度額等

貸付限度額等は、次のとおりとする。

1 第2の1の(1)に掲げる者で次に掲げる農業者に対する貸付けにあつては、2億円

(1) 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人

(2) (1)に掲げる者のほか、農業者で、知事がその者の農業経営の規模等を勘案し特に必要と認めて承認したもの

この知事の承認は、おおむね次に掲げる規模を勘案し行うこととする。

ア 酪農経営にあつては、その常時飼養する頭数が15頭以上であること。

イ 肉用牛経営にあつては、その常時飼養する頭数が15頭以上であること。

ウ 養豚経営(肥育)にあつては、その常時飼養する頭数が120頭以上であること。

エ 養豚経営(繁殖)にあつては、その常時飼養する頭数が40頭以上であること。

オ 養鶏経営(採卵)にあつては、その常時飼養する羽数が成鶏3,000羽以上であること。

カ 養鶏経営(採肉)にあつては、その常時飼養する羽数が5,000羽以上であること。

キ 果樹園経営にあつては、その経営する樹園地の面積が1ヘクタール以上であること。

ク 施設園芸経営にあつては、その経営する施設園芸の施設の実面積が10アール以上であること。

(3) 第2の1の(1)のキの(ア)及びクに掲げる農業を営む任意団体

2 第2の1の(1)のオに掲げる農業参入法人に対する貸付けにあつては、1億5,000万円

3 第2の1の(1)に掲げるもので、1及び2に掲げるもの以外のものに対する貸付けにあつては、1,800万円

4 第2の1の(2)から(4)に掲げる者に対する貸付けにあつては、15億円(特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額)

5 1件あたりの貸付最低額は原則として10万円とし、貸付額は千円単位とする。

第5 償還期限及び据置期間

- 1 償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、下表に示す年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

貸付対象者 資金の種類		認定農業者等		認定農業者等 以外の農業者		認定新規就農者が認定就農計画（農業経営基盤強化促進法第14条の5第2項に規定する認定就農計画をいう。）に従って同法第14条の4第2項第3号の措置を行う場合		農業協同組合等	
		償 還	据 置	償 還	据 置	償 還	据 置	償 還	据 置
原 則		15	7	15	3	17	5	15	3
例 外	果樹等植栽育成資金を含む場合	—	—	—	7	—	7	—	7
	農機具等のみの場合	7	2	7	2	10	—	10	2
	家畜購入育成資金のみの場合	7	2	7	2	10	—	7	2
	畜舎、果樹棚等を含む場合	—	—	—	—	—	—	20	—
	農村環境整備資金を含む場合	—	—	—	—	—	—	20	—
	小土地改良資金を含む場合	—	—	—	—	18	—	—	—

（注）

- 農機具等とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な機械・機具をいう。
- 畜舎、果樹棚等とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な施設をいう。
- 農業協同組合等とは、本要綱第2の1の(2)から(4)までに掲げる者をいう。

2 東日本大震災により被災した農業者等に対する措置

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第111条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令132号）第3条第1項に規定する者であって、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、1に示す表の償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする（ただし、令和8年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）。

第6 貸付利率及び利子補給率

- 1 貸付利率及び規程第2条第2項に定める利子補給率については、次のとおりとし、県が通知するものとする。
 - (1) 貸付利率は、平成14年6月21日農林水産省告示第1182号（法第2条第3項第4号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）によるものとする。
 - (2) 利子補給率は、「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」（平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知）第3の1の(2)のウの規定に基づき通知された「農業近代化資金等の金利改定について（事務連絡）」の「農業近代化資金」の項の率によるものとする。
- 2 貸付利率の特例

1に規定する貸付利率を0%等まで引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）及び認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成20年10月16日付け20経営第4079号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

第7 融資率

- 1 融資率については、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から知事が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成、復旧又は取得等に要する経費の額の100分の80（青年農業者にあつては、100分の90）以内とする。
- 2 認定農業者等に係る融資率の特例

認定農業者等が農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借入れる場合等の融資率は、1にかかわらず、100分の100以内とする。（ただし、第3の1の(6)のア及びイの資金を借り入れる場合を除く。）
- 3 集落営農組織等に係る融資率の特例

集落営農組織等が農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借入れる場合（第3の1の(6)のア及びイに掲げる資金を借入れる場合を除く。）の融資率は、1にかかわらず、100分の100以内とする。

なお、この融資率の特例は、貸付額が3,600万円に達するまでに限り、適用するものとする。

第8 融資目標額

- 1 融資目標額は、県が定めた範囲内とする。
- 2 市町は、関係農業団体と協議のうえ、当該年度の事業実施計画を所定の期日までに地方局を経由して県に提出する。
- 3 県は、青年農業者分、畜産公害対策分及びその他に区分し、既往の調査資料等に基づき市町の事業実施計画を審査し、地方局別の融資目標額を定めるものとする。ただし、共同利用施設については、融資機関と協議のうえ、借入希望者ごとの融資目標額を定め関係者に通知するものとする。

第9 融資審査手続

- 1 融資機関は、第2の1の(1)に掲げる者に貸し付ける場合について、必要がある場合には、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）第3の2の(2)に基づき、県及び市町に意見を聴くものとする。

- 2 第2の1の(1)のア、オ及びキに掲げる者が農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合については、基本要綱第5の2の(4)又は(5)に基づき、経営改善資金計画について特別融資制度推進会議（特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第1に基づき市町段階に設置されている特別融資制度推進会議。以下「推進会議」という。）の認定を求めることとする。
- 3 第2の1の(1)のアの(ア)及びキの(ア)に掲げる者がクイック融資（担い手が営農に伴い必要とする小口資金について、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用して無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕組みをいう。以下同じ。）による借入を希望する場合にはクイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の融資手続等について（平成19年3月30日付け18経営第7836号農林水産省経営局長通知。以下「クイック融資手続」という。）に定める審査手続等を行うものとする。
- 4 融資機関は、融資審査を行い融資可能であると判断した場合は、その旨を融資審査結果通知書（別紙様式第9号の1及び2）により借入希望者及び窓口機関に通知することとする。
- 5 推進会議が貸付の認定等に関する事務を融資機関に委任した場合、当該融資機関から認定等に係る報告を受けた推進会議事務局は、速やかに農業近代化資金貸付認定等報告書（別紙様式第10号）を作成し、地方局に提出することとする。

第10 利子補給承認手続

- 1 第2の1に掲げる者が、第2の2の(1)及び(5)から(8)の融資機関からの借入を希望する場合（ただし、クイック融資による借入を希望する場合は除く。）
 - (1) 借入申込者は、次のとおり借入申込書を融資機関に提出する。
 - ア 第2の1の(1)に掲げる者については、基本要綱参考様式3又は参考様式3を参考にして当該融資機関が定める様式（農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、借入申込書兼債務保証委託申込書（基本要綱参考様式4又は基本要綱参考様式4を参考にして当該融資機関が定める様式））を利用する。（ただし、第3の1の(6)のア及びイの資金を借り入れる場合を除く。）
 - イ 第2の1の(2)から(4)に掲げる者については、別紙様式第1号の1及び2を利用する。
 - ウ 第3の1の(6)のア及びイの資金の借入を希望する場合については、別紙様式第1号の1及び2を利用する。
 - (2) 融資機関は内容を確認のうえ、農業近代化資金利子補給承認申請書（別紙様式第4号。以下「申請書」という。）を作成し、添付書類（(1)のアに係るものについては借入申込希望書兼経営改善資金計画書（基本要綱別紙1の(1)又は(2)）及び借入申込書等写、(1)のイ及びウに係るものについては借入申込書等写）とともに市町へ提出する。
 - (3) 市町は、内容を審査のうえ適当と認めた場合は、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を地方局へ提出する。
 - (4) 地方局は、内容を審査のうえ次のとおり処理するものとする。
 - ア 原則として毎月20日（当日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該日曜日、土曜日又は休日の直後の日曜日、土曜日又は休日以外の日とする。）に利子補給の承認又は不承認の決定を行う。
 - イ アにより承認したものは、申請書写（承認しなかったものは抹消すること。）をその月の25日までに県（農業経済課）へ送付する。
 - ウ アにより不承認の決定をしたものは、農業近代化資金利子補給不承認通知書（別紙様式第5号。以下「不承認通知書」という。）を市町を經由して融資機関へ送付する。
- 2 第2の1の(1)のアの(ア)及びキの(ア)に掲げる者が、第2の2の(1)及び(5)から(8)の融資機関からクイック融資による借入を希望する場合

- (1) 借入申込者は借入申込書（基本要綱参考様式3又は参考様式3を参考にして当該融資機関が定める様式（農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、借入申込書兼債務保証委託申込書（基本要綱参考様式4又は基本要綱参考様式4を参考にして当該融資機関等が定める様式）））を融資機関に提出する。
 - (2) 融資機関は内容を確認のうえ、申請書を作成し、添付書類（借入申込希望書兼経営改善資金計画書（基本要綱別紙1の(1)又は(2)の借入申込希望書兼経営改善資金計画書のうち収支計画例を除いたものをいう。）及び借入申込書等写）とともに市町へ提出する。
 - (3) 市町は、内容を審査のうえ適当と認めた場合は、申請書等を地方局へ提出する。
 - (4) 地方局は、内容を審査のうえ速やかに利子補給の承認又は不承認の決定を行い、次のとおり処理するものとする。
 - ア 承認したものは、申請書写（承認しなかったものは抹消すること。）を県（農業経済課）へ送付する。
 - イ 不承認の決定をしたものは、不承認通知書を市町を経由して融資機関へ送付する。
 - (5) 融資機関は、県に対して利子補給の承認申請を行えば、当該申請が承認される前であっても、クイック融資による貸付けを行うことができることとする。
 - (6) 融資機関は、クイック融資による借入れを希望する者に対し、県の利子補給が承認されない場合には、第6の貸付利率が変更されることがあることについて、責任を持って説明し、了承を得たうえで、融資の手続を行うこととする。
 - (7) 融資機関は、クイック融資の貸付決定を行ったときは、当該決定を行った営業日中に貸付決定を行ったことを地方局及び市町に対し通知することとする。
- 3 第2の1の(2)から(4)に掲げる者が、第2の2の(2)から(8)の融資機関からの借入れを希望する場合
- (1) 借入希望者は、借入申込書（融資機関が別に定める様式のもの）を融資機関に提出するものとする。
 - (2) 融資機関は内容を審査のうえ、申請書を作成し、添付書類（借入申込書等写）とともに市町へ提出する。
 - (3) 市町は、内容を審査のうえ適当と認めた場合は、申請書等を県（農業経済課）へ提出する。
 - (4) 県（農業経済課）は、内容を審査のうえ、原則として毎月20日（当日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、当該日曜日、土曜日又は休日の直後の日曜日、土曜日又は休日以外の日とする。）に利子補給の承認又は不承認の決定を行い、不承認の決定をしたものは、不承認通知書を市町を経由して融資機関へ送付する。
- 4 利子補給承認の通知は、次のとおり行うものとする。
- (1) 県（農業経済課）は、利子補給が承認された申請書について農業近代化資金利子補給承認書（別紙様式第7号。以下「承認書」という。）を作成する。
 - (2) 3の(4)による承認に係る承認書は、知事印を押印し、市町を経由して融資機関に交付する。
 - (3) 1の(4)のア及び2による承認に係る承認書は、地方局へ送付する。
 - (4) 県（農業経済課）は、農業信用基金協会の債務保証を必要とする借入申込みに係る承認書の写しを愛媛県農業信用基金協会に送付する。
 - (5) 地方局は、(3)により送付を受けた承認書を点検のうえ、知事印を押印し、市町を経由して融資機関に交付する。

第11 利子補給変更承認手続

- 1 融資機関は、利子補給承認後、次に掲げる変更をしようとする場合は、農業近代化資金利子補給変更承認申請書（別紙様式第4号の1。以下「変更申請書」という。）を作成するものとする。
 - (1) 貸付条件を変更する場合
 - (2) 既貸付金の償還条件を緩和する場合

なお、既貸付金の償還条件緩和については、次のいずれかに該当する場合にできるものとする。

ア 借入者又は借入者と生計を一にする親族が死亡、疾病、負傷等により当該貸付金の返済期限等をやむを得ず変更しなければならない場合

イ 天災等により著しい損失を受け、貸付金の返済期限等をやむを得ず変更しなければならない場合

ウ その他知事が必要に応じて特に設定した要件に該当する場合

2 第10の1及び2に掲げる借入れの場合

- (1) 融資機関は変更申請書を市町へ提出する。
- (2) 市町は、内容を審査のうえ、適当と認めた場合は、変更申請書を地方局へ提出する。
- (3) 地方局は、内容を審査のうえ、利子補給承認内容の変更の承認又は不承認の決定を行い、承認した場合は変更申請書写（承認しなかったものは抹消すること。）を県（農業経済課）へ送付し、不承認の決定をしたものは、農業近代化資金利子補給変更不承認通知書（別紙様式第5号の1。以下「変更不承認通知書」という。）を市町を経由して融資機関へ送付する。

3 第10の3に掲げる借入れの場合

- (1) 融資機関は変更申請書を市町へ提出する。
- (2) 市町は、内容を審査のうえ、適当と認めた場合は、変更申請書を県（農業経済課）へ提出する。
- (3) 県（農業経済課）は、内容を審査のうえ、利子補給承認内容の変更の承認又は不承認の決定を行い、不承認の決定をしたものは、変更不承認通知書を市町を経由して融資機関へ送付する。

4 利子補給変更承認の通知は次のとおり行うものとする。

- (1) 県（農業経済課）は、利子補給承認内容の変更が承認された変更申請書について農業近代化資金利子補給変更承認書（別紙様式第7号の1。以下「変更承認書」という。）を作成する。
- (2) 3の(3)による承認に係る変更承認書は、知事印を押印し、市町を経由して融資機関に交付する。
- (3) 2の(3)による承認に係る変更承認書は、地方局へ送付する。
- (4) 県（農業経済課）は、農業信用基金協会の債務保証を必要とする借入申込みに係る変更承認書の写しを愛媛県農業信用基金協会へ送付する。
- (5) 地方局は、(3)により送付を受けた変更承認書を点検のうえ、知事印を押印し、市町を経由して融資機関に交付する。

第12 事前着工届

- 1 特別の理由により、やむを得ず利子補給承認前に事業の着工を行おうとする者は、あらかじめ農業近代化資金事前着工届（別紙様式第8号）を融資機関に提出し、市町を経由して県（農業経済課）又は地方局に届け出なければならない。
- 2 県（農業経済課）又は地方局は、提出された農業近代化資金事前着工届が適正であると認められるときは受理するものとし、その旨を関係機関に速やかに連絡するものとする。

第13 債務保証

法第5条の定めるところにより、愛媛県農業信用基金協会の債務保証に付することができる。

第14 融資適格認定又は貸付決定上の注意事項

融資適格認定又は貸付決定にあたっては次の事項に十分留意すること。

- 1 真に経済効果が期待できる事業であること。
- 2 当該事業を行うために必要な自己資金並びに運転資金の調達見込みがあること。

- 3 償還財源の確保及び償還が確実であること。
- 4 既貸付金の使途、事業の進捗及び償還等の状況が良好であること。

第15 市町及び融資機関の報告義務

- 1 融資機関は、借受者の延滞等により、繰上償還請求又は代位弁済請求を行った場合は、速やかに農業近代化資金繰上償還請求等報告書（別紙様式第11号）に請求書の写しを添付のうえ、市町を経由して県（農業経済課）又は地方局に報告するものとする。
- 2 その他県は必要があると認めた場合は、市町及び融資機関から融資等についての報告を求めるものとする。

第16 事業完了届

農業近代化資金の貸付けを受けたものは、借入後1年以内に事業を完了するとともに完了後「農業近代化資金融資対象事業完了届（別紙様式第6号）」を融資機関へ提出するものとする。

附 則（略）

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月21日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この通知の適用の日前に利子補給承認が行われた農業近代化資金については、なお従前の例による。